

[事案 30-47] 新契約無効請求

・平成 30 年 12 月 25 日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 30-48] の申立人と同一人である。

<事案の概要>

生存給付金受取人が孫とされていなかったことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 29 年 7 月に証券会社を募集代理店として契約した積立利率変動型終身保険について、以下の理由により、契約を無効としてほしい。

- (1)本契約は、生存給付金受取人を孫とすることで、孫に贈与をすることを意図して契約したもので、孫を生存給付金受取人に指定するにあたり、子（孫の親）の了解が必要であることを募集人に伝えていたが、勝手に自分が生存給付金受取人とされていた。
- (2)保険料に充当した資金は老後の準備資金であった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)本契約は、契約時には未成年であった孫が成人した後に、生存給付金受取人を申立人からその孫に変更するという前提で契約されたものである。
- (2)保険料に充当した資金は、申立人の孫への生前贈与を目的とした資金であり、余裕資金であることを確認している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、生存給付金受取人が孫とされていないことについて契約時に申立人に誤解があったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。